

1 承認第2号関係

(1)おいらせ町町税条例 新旧対照表 (抜粋) (第1条関係)

改正後	改正前
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 <u>法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の</u>手数料は、<u>おいらせ町手数料条例(平成18年おいらせ町条例第60号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</u></p> <p><u>2 略</u></p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 <u>法第20条の10に規定する納税証明書の交付を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の納税証明書の交付手数料は、おいらせ町手数料条例(平成18年おいらせ町条例第60号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</u></p> <p><u>3 略</u></p>
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)</u>は、<u>当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が</u></p>

改正後	改正前
<p>5 略</p> <p>6 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところ</p>	<p><u>認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u>  (2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 略</p> <p>6 <u>前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)</u>は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u>  (2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところ</p>

改正後	改正前
<p>ろにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの ア～エ 略 オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ～コ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<b>確定申告書</b>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<b>確定申告書</b>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額</p>	<p>ろにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの ア～エ 略 オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(<b>所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)</b>)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ～コ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<b>特定配当等申告書</b>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<b>特定株式等譲渡所得金額申告書</b>に記載した特定株式等譲渡</p>

改正後	改正前
<p>の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税</u>若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の</p>	<p>所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度分の個人の県民税</u>若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法</p>

改正後	改正前
<p><u>納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)</u>の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の左欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の左欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、町長の定める様式による。</p> <p>3～10 略</p> <p>第36条の3 略</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第</p>	<p><u>第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者</u>に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の左欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の左欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、町長の定める様式による。</p> <p>3～10 略</p> <p>第36条の3 略</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第</p>

改正後	改正前
<p>1 項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により <b>付記された事項</b> は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を <b>付記し</b> なければならない。</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の <b>扶養親族等申告書</b>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名又は名称</p> <p><b>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</b></p> <p><b>(3) 略</b></p> <p><b>(4) 略</b></p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の <b>扶養親族等申告書</b>)</p>	<p>1 項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により <b>附記された事項</b> は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を <b>附記し</b> なければならない。</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の <b>扶養親族申告書</b>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名又は名称</p> <p><b>(2) 略</b></p> <p><b>(3) 略</b></p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の <b>扶養親族申告書</b>)</p>

改正後	改正前
<p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<b>特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)</b>をいう。第2号において同じ。)又は<b>扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者)</b>を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経路すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><b>(2) 特定配偶者の氏名</b></p> <p><b>(3)</b> 略</p> <p><b>(4)</b> 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法<b>第321条の8第62項</b>に規定する特定</p>	<p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<b>扶養親族(控除対象扶養親族)</b>を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経路すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><b>(2)</b> 略</p> <p><b>(3)</b> 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法<b>第321条の8第60項</b>に規定する特定</p>

改正後	改正前
<p>法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<b>同条第62項</b>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<b>同条第60項</b>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p>
10～14 略	10～14 略
<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<b>法第321条の8第71項</b>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<b>法第321条の8第69項</b>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
16 略	16 略
<p>(町民税の減免)</p> <p>第51条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち町長において必要があると認めるものに対し、町民税を減免する。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 学生及び生徒</p> <p>(4) 公益社団法人及び公益財団法人<b>(令第47条に規定する収益事業を行う場合を除く)</b></p>	<p>(町民税の減免)</p> <p>第51条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち町長において必要があると認めるものに対し、町民税を減免する。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 学生及び生徒</p> <p>(4) 公益社団法人及び公益財団法人</p>

改正後	改正前
<p>。)</p> <p>(5) 地方自治法第260条の2第1項の許可を受けた地縁による団体 <u>(令第47条に規定する収益事業を行う場合を除く。)</u></p> <p>(6) 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第4条に規定する法人である政党又は政治団体</p> <p>(7) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人 <u>(令第47条に規定する収益事業を行う場合を除く。)</u></p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか特別の事情がある者</p> <p>2・3 略</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式 <u>又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式</u>による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳 <u>(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u>の閲覧 <u>(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)</u>の手数料は、おいらせ町手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する</p>	<p>(5) 地方自治法第260条の2第1項の許可を受けた地縁による団体</p> <p>(6) 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第4条に規定する法人である政党又は政治団体</p> <p>(7) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか特別の事情がある者</p> <p>2・3 略</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳 <u>の閲覧の手数料</u>は、おいらせ町手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。</p>

改正後	改正前
<p>場合にあつては、手数料を徴しない。</p> <p>2 略</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、おいらせ町手数料条例の定めるところによる。</p>	<p>2 略</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、おいらせ町手数料条例の定めるところによる。</p>
<p>2 略</p> <p>附 則</p>	<p>2 略</p> <p>附 則</p>
<p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>2 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第15項に規定する町の条</p>	<p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第16項に規定する町の条</p>

改正後	改正前
<p>例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する町の条例で定める割合は2分の1)とする。</p>	<p>例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する町の条例で定める割合は2分の1)とする。</p>
<p>4 法附則第15条第22項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>4 法附則第15条第23項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>5 法附則第15条第23項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>5 法附則第15条第24項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条第23項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>6 法附則第15条第24項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>7 法附則第15条第23項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>7 法附則第15条第24項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>8 法附則第15条第24項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>8 法附則第15条第25項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>9 法附則第15条第24項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>9 法附則第15条第25項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>16 法附則第15条第26項第2号ハに規定</p>	<p>16 法附則第15条第27項第2号ハに規定</p>

改正後	改正前
<p>する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>17 法<u>附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>17 法<u>附則第15条第27項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>18 法<u>附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>18 法<u>附則第15条第27項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>19 法<u>附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>19 法<u>附則第15条第27項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>20 法<u>附則第15条第29項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>20 法<u>附則第15条第30項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>21 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>21 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>22 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>22 法<u>附則第15条第35項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>23 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>23 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>24 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。</p>	<p>24 法<u>附則第15条第46項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。</p>
<p><u>25 法附則第15条第44項に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</u></p>	
<p><u>26</u> 略</p>	<p><u>25</u> 略</p>
<p><u>27</u> 略</p>	<p><u>26</u> 略</p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第10条の3 略</p>	<p>第10条の3 略</p>
<p>2～8 略</p>	<p>2～8 略</p>
<p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付</p>	<p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町</p>

改正後	改正前
<p>して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <b>熱損失防止改修工事等</b>が完了した年月日</p> <p>(5) <b>熱損失防止改修工事等</b>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <b>熱損失防止改修工事等</b>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p>	<p>長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <b>熱損失防止改修工事</b>が完了した年月日</p> <p>(5) <b>熱損失防止改修工事</b>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <b>熱損失防止改修工事</b>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p>
<p>10 略</p>	<p>10 略</p>
<p>(1)～(6) 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<b>特定熱損失防止改修等住宅又は</b>同条第5項に規定する<b>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</b>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<b>熱損失防止改修工事等</b>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	<p>(1)～(6) 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<b>特定熱損失防止改修住宅又は</b>同条第5項に規定する<b>特定熱損失防止改修住宅専有部分</b>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<b>熱損失防止改修工事</b>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <b>熱損失防止改修工事等</b>が完了した年月日</p> <p>(5) <b>熱損失防止改修工事等</b>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <b>熱損失防止改修工事等</b>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <b>熱損失防止改修工事</b>が完了した年月日</p> <p>(5) <b>熱損失防止改修工事</b>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <b>熱損失防止改修工事</b>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p>
<p>12・13 略</p>	<p>12・13 略</p>
<p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該</p>	<p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該</p>

改正後	改正前
<p>宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5 <b><u>(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)</u></b>を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>	<p>宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>
2～5 略	2～5 略
(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)	(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)
第16条の3 略	第16条の3 略
<p>2 <b><u>前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u></b></p>	<p>2 <b><u>前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載</u></b></p>

改正後	改正前
<p>3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで<u>又は第37条の8</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p><u>のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)</u>に限り適用するものとし、<u>町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p><u>(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。</u></p> <p>3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>

改正後	改正前
<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付<u>補填金</u>等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>	<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付<u>補填金</u>等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨</u></p>

改正後	改正前
<p>5 略</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付<b>補填金</b>等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所</u></p>	<p><u>の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)</u>に限り、<u>適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 略</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付<b>補填金</b>等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所</u></p>

改正後	改正前
<p><u>得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条</p>	<p><u>得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合<u>(これらの申告書にこれらの記載がない</u></p>

改正後	改正前
<p>約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p><u>ことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)</u>であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>

(2)おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表 (抜粋) (第2条関係)

改正後	改正前
<p>第1条 おいらせ町町税条例(平成18年おいらせ町条例第52号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</u></p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p> <p>(町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 新条例<u>第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p>	<p>第1条 おいらせ町町税条例(平成18年おいらせ町条例第52号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</u></p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p> <p>(町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 新条例<u>の規定中個人の町民税に関する部分</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p>

## 2 承認第3号関係

### おいらせ町国民健康保険税条例 新旧対照表 (抜粋)

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <b>65万円</b> を超える場合には、基礎課税額は、<b>65万円</b> とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <b>20万円</b> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<b>20万円</b> とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <b>65万円</b> を超える場合には、<b>6</b></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <b>63万円</b> を超える場合には、基礎課税額は、<b>63万円</b> とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <b>19万円</b> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<b>19万円</b> とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <b>63万円</b> を超える場合には、<b>6</b></p>

改正後	改正前
<p><b>5万円</b>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<b>20万円</b>を超える場合には、<b>20万円</b>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、<b>同項中</b>「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>1 2～2 2 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症による保険税の減免の特例)</p> <p>2 3 新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症を</p>	<p><b>3万円</b>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<b>19万円</b>を超える場合には、<b>19万円</b>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、<b>同条中</b>「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>1 2～2 2 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症による保険税の減免の特例)</p> <p>2 3 新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症を</p>

改正後	改正前
<p>いう。以下同じ。)の影響により収入の減少が見込まれる場合等における令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第2条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第24条の2第1項に規定する保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>いう。以下同じ。)の影響により収入の減少が見込まれる場合等における令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第2条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第24条の2第1項に規定する保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

### 3 承認第4号関係

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正後	改正前
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 地方活力向上地域内において、法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から<u>令和6年3月31日</u>までの期間(第6条において「対象期間」という。)内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後<u>3年を経過</u>する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)<u>第10条第8項第6号</u>に規定する中小事業者、同法<u>第42条の4第19項第7号</u>に規定する中小企業者及び<u>法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項</u>に規定する<u>中小通算法人</u>にあつては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、か</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 地方活力向上地域内において、法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から<u>令和4年3月31日</u>までの期間(第6条において「対象期間」という。)内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後<u>2年を経過</u>する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)<u>第10条第7項第6号</u>に規定する中小事業者、同法<u>第42条の4第8項第7号</u>に規定する中小企業者及び<u>同法第68条の9第8項第6号</u>に規定する<u>中小連結法人</u>にあつては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その</p>

改正後	改正前
<p>つ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税の課税の免除（以下「課税免除」という。）をする。</p> <p>（不均一課税）</p> <p>第6条 地方活力向上地域内において、対象期間内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者（同項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後<u>3年を経過</u>する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について不均一の課税（以下「不均一課税」という。）をする。</p>	<p>取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税の課税の免除（以下「課税免除」という。）をする。</p> <p>（不均一課税）</p> <p>第6条 地方活力向上地域内において、対象期間内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者（同項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後<u>2年を経過</u>する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について不均一の課税（以下「不均一課税」という。）をする。</p>

#### 4 承認第5号関係

##### おいらせ町介護保険条例 新旧対照表 (抜粋)

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症による保険料の減免の特例)</p> <p>16 新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の影響により収入の減少が見込まれる場合等における令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症による保険料の減免の特例)</p> <p>16 新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の影響により収入の減少が見込まれる場合等における令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

5 議案第45号関係

6 議案第46号関係

7 議案第47号関係

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>